

企業結合（ステップ２） のれんの償却処理の取扱いの検討

１．これまでの経緯

当委員会は、平成21年7月に「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」を公表し、寄せられたコメントを踏まえ審議を行ってきたが、のれんの償却処理の取扱いについては両論の意見がある。

一方、包括利益の表示の我が国会計基準への導入の検討を契機として、上場会社の個別財務諸表に関する連結先行のあり方が議論となった。平成22年8月の企業会計審議会において、当財団が、基準設定機能の強化及びそのための産業界を含む各ステークホルダーによるバックアップ強化の方策を検討することとなり、単体財務諸表のコンバージェンスを当面どのように取り扱うべきかについて、ハイレベルな意見を聴取するために、「単体財務諸表に関する検討会議」が設置され、平成22年10月より開催されている。

２．結論を導く上での検討事項

（１）会計処理の考え方からの検討

平成15年（2003年）企業結合会計基準設定時の議論（企業会計審議会）

企業結合会計基準は、国際的調和の観点から、FASBの決定及びIASBで行われていた議論を踏まえ、最終的にのれんについては償却処理することとされた（平成12年9月から平成15年10月）。

- 米国では、2001年に、のれんの償却を、それまでの40年以内償却から非償却に変更した（持分プーリング法の廃止と同時。）¹。
- IFRSでも、2002年に、それまでの20年以内償却から非償却に変更する公開草案が公表され（持分プーリング法の廃止と同時。）²、2004年3月に最終基準化された。
- 米国及びIFRSが非償却としている理由は、**参考2**を参照。
- 我が国で規則的な償却を行うこととした理由は、**参考3**を参照。

平成17年（2005年）企業結合適用指針開発時の議論（ASBJ）

- 検討状況の整理に対するコメントの中に、のれんを非償却資産とし、その後の会計処理は減損処理に一本化すべきである、また、償却を継続するのであれば一括償却を認めるべきとの意見があった。これは、償却を行うことが会計基準の国際的なコンバージェンスの方向性と一致しないことや、我が国企業の国内外でのM&A戦略の遂行に重大な阻害要因となり得ること等を論拠とするものであった。

¹ FASBが1999年に公表した公開草案では、のれんの償却期間を40年から20年に短縮することが示されたが、その後の2001年に公表した公開草案では、償却を禁止し、減損処理のみを行う提案に変更された。

² ASBJは、2003年4月にIASBに対して、IFRS公開草案第3号「企業結合」に対するコメントを提出し、のれんの非償却に反対している（のれんに関するコメントは、参考資料1の**参考1**を参照）。

- 結果的に、規則的な償却を見直さなかった（詳細は、**参考４**及び**参考５**を参照）。

企業結合（ステップ２）における検討状況

- のれんの償却自体の意義、償却手続、自己創設のれんの計上との関係の観点から、償却する考え方の根拠と償却しない考え方の根拠を論点整理でまとめている（**参考６**を参照）。
- 論点整理に対するコメントは、**参考７**を参照。
- 第193回企業会計基準委員会（平成22年1月15日）において、償却・非償却の議論を行っている（議事概要は、**参考８**を参照）。

（２）コンバージェンスとの関係

EU 同等性評価との関係

- 欧州証券規制当局委員会（CESR）の技術的助言（2005年7月）において、日本基準で要求される減損テストと組み合わさったのれんの償却は、IFRSとの重要な差異ではないとされた³。

コンバージェンス・プロジェクト

- IASBとの第3回会合（2006年3月）において、コンバージェンス・プロジェクトの進め方について再検討し、当初のフェーズド・アプローチから全体像アプローチに移行するプランをASBJが提案し、IASBと合意した。このとき、企業結合（持分プーリング法、のれん等）は、会計基準間の差異のひとつとして識別された。

東京合意（2007年8月）

- 東京合意において、2011年6月30日までの目標としては、「これまで両者で識別されてきた日本基準とIFRSとの間の差異のうち、2008年までのプロジェクトに含まれない残りの差異について、コンバージェンスをもたらしものとする。」とされている⁴。
- 東京合意の後、ASBJのプロジェクト計画表（2007年12月）では、既存の差異に係るプロジェクト項目（中期）として、企業結合（ステップ２）をとりあげ、その中に「のれんの償却」が含まれている。

³ EU 同等性評価において、企業結合関連で重要な差異として指摘された下記の項目は、平成20年改正（短期コンバージェンス・プロジェクト）で見直しを行った。

持分プーリング法、株式を取得の対価とする場合の当該対価の時価の測定日、負ののれんの会計処理、少数株主持分の測定（部分時価評価法）、在外子会社株式の取得等により生じたのれんの換算処理、企業結合により受け入れた研究開発の途中段階の成果の会計処理

⁴ 東京合意では、今後のコンバージェンス・プロジェクトの基本的な進め方を中心に協議をして取りまとめたものであり、個別の検討項目について踏み込んだ議論を行ったものではない。全体像アプローチで掲げた項目を、東京合意に基づき再整理すると、企業結合（のれん）は2011年6月30日までの目標に含まれることになると考えられる（新井武広「ASBJとIASBとのコンバージェンス・プロジェクトの経緯と全体像」季刊会計基準第18号（2007年9月））。

（３）のれんの処理の検討と関連する前提事項

のれんの処理と関連して、下記の見直しを行うことを前提としている。

- 減損会計の取扱い...仮にのれんを非償却とする場合、年1回の減損テスト、割引後CFによる1段階のテストを行う方向。対象範囲は「重要な」のれんとする方向。
- 既存のれんの取扱い...仮にのれんを非償却とする場合、経過措置として、既存のれんを期首に減損テスト（損失相当額は利益剰余金に計上）したうえで、その後は償却しない扱いとする方向。
- 無形資産会計基準の開発...定義、認識要件等を定めた包括的な会計基準の検討⁵。

ディスカッション・ポイント1

以下の各々のステップごとに、ご意見をお伺いしたい。

ステップ1

- ✓ 現行基準における「規則的な償却を行う方法」の考え方、その根拠について、どのように評価するか。

ステップ2

- ✓ コンバージェンスの観点から、のれんの償却についてどのように考えるか。

ステップ3

- ✓ 上記を踏まえ、連結の取扱いをどのように判断するか。（非償却にすべきと判断する場合にはディスカッション・ポイント2についてもご意見をお伺いしたい）

⁵ 平成20年改正（短期コンバージェンス・プロジェクト）において、従来、被取得企業からの受入資産に識別可能な無形資産が含まれる場合、取得原価を当該無形資産等に配分することができるとしていたが、当該無形資産が識別可能なものであれば、原則として識別して資産計上を求めることとした。この改正基準は、平成22年4月1日以後実施される企業結合から適用されている。

（４）連結先行⁶に関する検討

- 以下の検討は、連結ベースでのれんを非償却とすることとした場合に必要となる。
- 組織再編の形式の相違は、連結上の会計処理には影響しないものの、単体上の会計処理には影響がある。のれんは、次のような違いがある。

	連結	単体
合併、事業譲受	のれんを計上	のれんを計上
現金買収、株式交換、株式移転	のれんを計上	子会社株式を計上

- 連結先行を検討する際、IFRSを連結に導入している欧州では、単体財務諸表との関係、関連諸制度との関係で様々な工夫がなされていると思われるため、それらの事例も参考にすべきという意見が聞かれている。詳細は、参考資料2を参照。
- 昨年6月の「上場会社の個別財務諸表の取扱い（連結先行の考え方）に関する検討会」の検討状況は、参考9を参照。
- 昨年8月の企業会計審議会では、抽象的に連単一致か分離かという切り口よりも、むしろ単体を変更することに伴う作成者・投資家のコスト・ベネフィットを、具体的・実務的に比較衡量することが重要としている（参考10を参照）。のれんの償却処理の取扱いを整理すると、下記のようになると考えられる。

「連単一致でコンバージェンスする場合のコスト（デメリット）

- 以下3つの懸念については、連結先行した場合は、単体については当該懸念に一定の範囲で対応することができるが、連単一致とした場合は、連単ともに懸念が残ることとなる。
 - ◇ のれんを非償却とし減損処理のみとする方法は、企業結合後の利益計算の観点や自己創設のれんの計上の問題などに懸念がある。
 - ◇ 企業は投資（企業結合）の成果を評価する際、投下金額を上回る収益をあげているかを見ている。のれんが投資した原価の一部であることを鑑みれば、のれんの償却費を投資の成果から控除することが経営管理の観点からも整合する。
 - ◇ のれんを非償却とする場合、年1回、割引後CFで減損テストを行う方向の見直しを前提とすると（後掲（４）を参照）、実務負担への懸念や、恣意性が介在する余地が大きくなるという懸念がある。

⁶ 「コンバージェンスの推進には、これまでの会計を巡る実務、商慣行、取引先との関係、さらには会社法との関係及び税務問題など調整を要する様々な問題が存在する。こうした状況を踏まえ、今後のコンバージェンスを確実にするための実務上の工夫として、連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化及び国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方（いわゆる「連結先行」の考え方）で対応していくことが考えられる。」（「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」（平成21年6月企業会計審議会））

（参考）

- 税務とのれんの関係であるが、法人税法上の資産調整勘定は5年以内に償却することとされ、償却について損金経理要件は課されていない（法人税法第62条の8）。したがって、仮にのれんを非償却とした場合、現行の法人税法上の取扱いを前提にすれば、コストとなる可能性は高くないのではないかと考えられる。他方、法人税法の取扱いそのものに影響を与える可能性があるとの意見もある。
- 会社法上の分配可能額とのれんの関係であるが、のれん等調整額（のれんの二分の一の額⁷と繰延資産の合計額）が資本金・準備金・その他資本剰余金の合計額を超え、かつ、のれんの二分の一の額が資本金・準備金・その他資本剰余金の合計額を超える場合、その他資本剰余金及び繰延資産の合計額を分配可能額から控除する（会社計算規則第158条第1号八(2)）。仮にのれんを非償却とした場合、現行の会社法上の取扱いを前提に、非償却による利益剰余金の増加も加味すれば、分配可能額が多くなることでコストとなる可能性は高くないのではないかと考えられる。他方、分配規制そのものに影響を与える可能性があるとの意見もある。

連結先行でコンバージェンスする場合のコスト（デメリット）

- 連結財務諸表と個別財務諸表で異なる会計基準とすると、企業グループ全体では実態に違いはないにもかかわらず、吸収合併や事業分離により財務情報が変わることから、投資家による企業の財務内容の理解を阻害する可能性がある。
- 連結と単体で償却の有無が異なると、企業結合後の業績評価の際に、連結と単体で利益が異なるため、場合によっては投資家の理解可能性を妨げる可能性がある⁸。
- 連結と単体で異なる減損会計の適用が必要となり（後掲（４）を参照）、連結財務諸表を作成する会社において、実務上の負荷や会計処理の複雑性が増す懸念がある⁹。
- 連結先行による連結と単体のズレを解消するために整理が必要な事項や時期等が見出しにくく、両者の会計処理が長期にわたって分離してしまう懸念がある。
- 連結先行した場合は、連結については以下のような懸念に対応することができるが、単体については当該懸念が引き続き残ることとなる。
 - ◇ のれんを償却する方法は、主観的な見積りとなる可能性が高い耐用年数の決定を伴うものであり、恣意的な費用計上を助長する懸念がある。すべてののれんの価

⁷ のれんは基本的にはそれ単独で換金可能性はなく、繰延資産と同様、費用または損失の繰延べという側面も否定できない。もっとも、のれんは一定の対価を支払って事業等を買った場合における識別可能財産と対価額との差額であるから、その中には将来の収益によって回収可能なものも含まれている可能性は否定できない。こうしたことから、旧商法では配当規制上、資産として取り扱われていたのれんについても、その2分の1を乗じて得た額を控除することとしている。なお、2分の1には特に根拠はなく、おおむね半分ということである（郡谷大輔・和久友子 編著「会社法の計算詳解 第2版」）。

⁸ 他方、組織再編の形式の相違で単体上は子会社株式が計上されることがあり、単体ののれんはさほど重要性がない場合も多いため、コストは限定的となることも考えられる。

⁹ 他方、組織再編の形式の相違で単体上は子会社株式が計上されることがあり、単体ののれんはさほど重要性がない場合も多いため、コストは限定的となることも考えられる。

値が減少するわけではなく、減価する場合でも毎期規則的に減少することは稀である。のれんのうち減価しない部分が存在する以上、当該部分は経済的実態を反映して非償却とすべきであり、減価しない部分を分離するためには、見積りや按分といった要素が介入するかもしれないが、分離不能な部分を含めて一律に規則的な償却を行う場合に比べれば、弊害は相対的に小さいと考えられる。

- ◇ 財務諸表の利用者は意思決定にあたってのれん償却費を無視しており、企業側も経営者の業績を評価するにあたりのれん償却費を考慮しないことが多いことから、のれんが償却期間にわたって毎期均等に収益獲得に貢献するという想定は、経営の実態にかなった会計処理とは言えない。
- ◇ 減損処理については、我が国でも実際の会計基準に取り入れられてから既に6年が経過しており、相当程度の実行可能性が確保されている。
- ◇ のれんの非償却が自己創設のれんの計上につながるという見方は、購入したのれんが継続的に減少し、事後的な支出と同時に価値が創出されるという仮定に基づいている。

ディスカッション・ポイント2

- ✓ 仮に連結ベースでのれんを非償却とすることとした場合、連単一致のコスト（デメリット）と連結先行のコスト（デメリット）を踏まえ、単体の取扱いをどのように判断するか。

以上